

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 1月16日

【報告者の名称】 豊商事株式会社

【報告者の所在地】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

【電話番号】 (03)3667 - 5211(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 経理部長 渡辺 敏成

【縦覧に供する場所】 豊商事株式会社 本店
(東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号)
豊商事株式会社 さいたま支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目9番4号)
豊商事株式会社 横浜支店
(横浜市西区北幸二丁目10番36号)
豊商事株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目20番14号)
豊商事株式会社 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号)
豊商事株式会社 福岡支店
(福岡市博多区博多駅南一丁目8番36号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、豊商事株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社プロスペクトをいいます。

(注3) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注6) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社プロスペクト
所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、株式会社プロスペクト（以下「公開買付者」といいます。）により開始された当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に検討して参りましたが、平成27年1月16日開催の当社取締役会において、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保することを決議いたしました。

本公開買付けは、当社に対して何らの事前の協議もないまま、一方的に突然開始されたものです。

当社は、本公開買付けの開始が公表された後直ちに、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所の助言・協力を受けながら、本公開買付けに関する情報収集や検討等を進めて参りました。しかしながら、公開買付届出書その他公開買付者がこれまでに開示した情報のみからでは、本公開買付けの目的、本公開買付け後に公開買付者が企図する具体的な当社の経営方針、本公開買付け価格の根拠、その他の本公開買付けの評価・検討に当たり重要であると考えられる多くの事項の詳細が明らかではありません。そのため、当社取締役会が、本公開買付けの条件等について慎重に評価・検討を行った上で、当社の株主の皆様の本公開買付けに応募されるか否かを適切にご判断していただく前提となる意見を形成・表明するためには、これらの情報のみでは不十分であると考えております。

そこで、当社は、本日開催された当社取締役会において、現時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保し、後記第7項及び別紙に記載の各事項について公開買付者に対して質問を提示し、当該質問に対する公開買付者の回答を受領した後に、それを踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定することが適切であると判断いたしました。

公開買付者は、法第27条の10第11項及び同法施行令第13条の2第2項の規定に従い、本意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内に、後記第7項及び別紙に記載の質問に対して、法第27条の10第11項に規定の対質問回答報告書を提出することが予定されています。当社は、公開買付者から、かかる対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、公開買付者の提出した公開買付届出書その他公開買付者がこれまでに開示したその他の情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

なお、当社は、本公開買付けが当社に対して何らの事前の協議もないまま一方的に突然開始されたものであること、公開買付者の提出した公開買付届出書その他公開買付者がこれまでに開示した情報等からは、本公開買付けの目的、本公開買付け後に公開買付者が企図する具体的な当社の経営方針等が何ら明らかではないことから、現時点では、上記のとおり本公開買付けに対する意見の表明は留保するものの、公開買付者の提案する本公開買付けが、中長期的な観点で当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるといえるかについては、懸念を有しております。株主の皆様におかれましては、当社が行う予定の再度の意見表明及び当社から開示される情報に引き続きご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所 J A S D A Q 市場に上場されております。

公開買付届出書によれば、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限（4,538,000株。平成26年11月13日現在の当社の発行済株式総数8,897,472株に対する割合：51.00%）を設定しており、当社の株券等が東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当することはないものと見込んでいるとのことですが、その一方で株券上場廃止基準に該当する可能性があることは否定できないとも述べています。

当社は、上記「（1）本公開買付けに関する意見の内容」に記載のとおり、本公開買付けに対する意見の表明を留保しており、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれの有無、またそのようなおそれが生じた場合の対応については、現時点では評価・検討できておりませんので、今後、外部アドバイザーの助言・協力を受ける等した上で、慎重に検討する予定です。

（4） いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付届出書によれば、公開買付者は、当社の完全子会社化を実施する予定はないとのことですが。

もっとも、上記のとおり、現時点では、本公開買付けの目的、本公開買付け後に公開買付者が企図する具体的な当社の経営方針等の事項の詳細が明らかではなく、本公開買付けの結果次第では、今後、公開買付者から二段階買収に向けた動きがとられる可能性は完全には否定できません。そのため、当社は、今後、外部アドバイザーの助言・協力を受ける等した上で、対応について慎重に検討する予定です。

（5） 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けの検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、平成26年12月26日に当社及び本公開買付者らから独立した第三者である西村あさひ法律事務所に法的助言を依頼し、同日に同事務所を当社独自の法務アドバイザーとして選任し、同事務所からの法的助言を踏まえて、本公開買付けに関して慎重に検討しております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
多々良 實 夫	代表取締役会長		156,152	156
安 成 政 文	代表取締役社長	営業統括本部長	10,000	10
多々良 孝 之	常務取締役	管理本部長 兼 デリバティブス・IT 業務部長	2,000	2
浦 栃 健	取締役	デーリング部長	34,000	34
濱 口 秀 晃	取締役	東京第一営業本部長	19,000	19
日 下 伸 一	取締役	名古屋営業本部長	2,000	2
安 達 芳 則	取締役	大阪営業本部長	2,000	2
瀧 田 照 久	取締役	東京第三営業本部長	8,000	8
多々良 義 成	取締役 相談役(非常勤)		613,712	613
石 黒 文 博	取締役(非常勤)		5,000	5
工 藤 英 人	取締役			
尾 崎 康 秀	監査役(常勤)		20,000	20
篠 塚 幸 治	監査役(常勤)		45,992	45
福 島 啓 史 郎	監査役			
新 欣 樹	監査役			
計	15名		917,856	916

(注) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

前記「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由（1）本公開買付けに関する意見の内容」のとおり、当社は、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保しているため、対応方針についても現時点では未定です。

7 【公開買付者に対する質問】

添付別紙をご参照ください。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。